

箕 面 市 消 防 本 部

植 栽 管 理 業 務 委 託 仕 様 書

箕面市消防本部植栽管理業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容等は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 箕面市消防本部（署） | 箕面市箕面五丁目 1 1 番 1 9 号 |
| (2) 箕面市消防署東分署 | 箕面市粟生外院二丁目 4 番 7 号 |
| (3) 箕面市消防署西分署 | 箕面市瀬川三丁目 1 番 5 6 号 |

2 対象物

施設敷地内の全ての樹木

3 業務期間

契約期間と同じ

4 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 提出書類（原則として A 4 版とする）
 - ① 甲の指示するもの

6 業務内容

- | | | |
|----------|---------|-------------------|
| (1) 樹木剪定 | 年 1 回 | 年度前半の適期に実施 |
| (2) 施肥作業 | 年 1 回 | 年度後半の適期に実施 |
| (3) 消毒作業 | 消防本部（署） | 年 2 回 年度前後半の適期に実施 |
| | 東・西分署 | 年 1 回 年度前半の適期に実施 |

(4) 作業範囲	消防本部(署)	樹木本数	104本
		植栽面積	200㎡
	東分署	樹木本数	36本
		植栽面積	10㎡
	西分署	樹木本数	50本
		植栽面積	150㎡

7 特記事項

- (1) 実施日及び実施時間は原則として平日(*)の8時45分～17時15分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、発注者・受注者協議し実施するものとする。
* 平日とは土・日・国民の祝日・休日・年末年始(12月29日～1月3日)以外をいう。
- (2) 実施日時が確定すれば、速やかに甲へ連絡すること。その際、作業責任者名も併せて連絡すること。
- (3) 残さいは、随時処分すること。
- (4) 剪定の程度、方法は適期を外さぬように実施し、一層美観を高めるとともに、その後の育成が良好となるようにすること。
- (5) 消毒業務は、適期を外さぬように実施し、使用する薬品の取扱いに注意して行う。
- (6) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとし、使用器材は、JIS規格等のものを使用するものとする。
- (7) やむを得ぬ事情により、当日、中止又は時間変更が生じた場合は、速やかに作業責任者から甲へ連絡すること。
- (8) 西分署敷地内の桜については、道路上に出ている部分を、通行の支障にならない程度に剪定するものとする。